

産業廃棄物処理施設設置（変更）事前協議書審査表（中間処理施設・最終処分場）

申請者（ ） 施設の種類（ ） 設置者の区分 [1 排出事業者 2 処理業者]

事項	添付	審査	審査内容
産業廃棄物処理施設設置事前協議書 (指導要綱様式第1号)			様式が正しいこと。(指導要綱様式第1号) 申請者の欄の住所、氏名、電話番号、担当者及び連絡先を記入
設置者の区分			排出事業者、処理業者の区分がされていること
設置を予定している処理施設の種類の			汚泥の焼却施設、安定型最終処分場等の別が正しく記入されていること。(法第15条対象施設の場合には、施行令第7条のとおり記入)
処理する産業廃棄物の種類			取り扱う産業廃棄物の種類を正しく記入。(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) 産業廃棄物と特別管理産業廃棄物も区別して記入
設置予定場所			施設(関連付帯設備を含む。)の設置場所が正確に記入されていること(4と照合)
着工予定年月日			記入されていること
処理施設の概要(処理能力)			施設に応じて以下のとおり表示し、1日の稼働時間をカッコ書きで記入。設計計算書と照合 ・汚泥、廃油、その他の焼却施設(ノ時間で表示) 時間当たりの能力を記入 ・上記以外の中間処理施設(ノ日で表示) 実稼働8時間未満の場合は8時間での能力(稼働時間を8時間とする)、実稼働8時間以上の場合は実稼働時間での能力を記入 ・最終処分場 埋立地の面積及び埋立容量、埋立期間を記入
施設の処理方式、構造及び設備の概要			処理方式については、次の例により記入 例) 焼却施設の場合…ロータリー方式、流動床方式等 最終処分場の場合…サンドイッチ埋立方式等 構造及び設備の概要については、原則として製造メーカー名及び型式を記入
変更の場合	変更の内容		変更前後の処理能力等が適正に記入されているか。処理能力に変更ない場合は、その内容を計画に照らし、正しく記入されていること 変更前、変更後の平面図、立面図、断面図、構造図が添付されていること
	変更の理由		変更計画に照らし、妥当であること

【添付書類】0-2

No	添付書類	添付	審査	審査内容
1	施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の実施計画を記載した書類(第5条第1項第2号の場合に限る。)			内容が「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針(平成18年9月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)」(移動式がれき類等破碎施設においては「移動式がれき類等破碎施設の生活環境影響調査に関するガイドライン(平成26年5月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)」)に照らし妥当であること
2	事業計画の概要を記載した書類			様式が正しいこと。(細則様式第17号) 変更の場合は変更の内容が確認できるよう記載すること
	(1) 事業の全体計画			全体計画を明確かつ簡潔に記入(どこから出る何をどう処理するのか)
	(2) 処分する産業廃棄物の種類及び処分量等			各種類ごとに(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物等とそれ以外に分けて)記入 各項目ごとに代表的な排出事業場及び運搬先の名称を記入 各所在地は地番まで正確に記入すること
	(3) 施設の概要(中間処理施設)			申請者のカガミと照合。環境保全設備は設備(ハード面)について具体的に記入
	(4) 施設の概要(最終処分場)			申請者のカガミと照合。環境保全対策について具体的に記入
	(5) 処分業務の具体的な計画			事業のフロー、営業時間、休業日、組織及び従業員数を記入 従業員数が事業計画に対して十分であること
	(6) 環境保全措置			中間処理施設、最終処分場: 大気・水質・騒音・振動・悪臭(以上5公害に関する記述は必須)等の公害防止対策の具体的な計画を記入 保管施設: 区分方法及び飛散・流出・汚水・地下浸透・悪臭・衛生害虫等の対策について具体的に記入
(7) 保管上限の計算			中間処理の場合に記入。保管基準に適合していること。(4と照合)	

3	施設の位置図（縮尺1/25,000程度のもの）及び付近の状況のわかる地形図（縮尺1/2,500程度のもの）		人家等の位置がわかる地図（縮尺1/2,500程度のもの）が添付されていること
			施設の位置がわかる地図（縮尺1/25,000程度のもの）が添付されていること
4	施設の位置・構造等の設置に関する計画書		中間処理施設の場合… 法第15条対象施設の場合は、施行規則第12条及び第12条の2の「技術上の基準」に適合した計画書に、それ以外の施設については、施行令第6条第1項第2号の「処分等の基準」に適合した計画書になっていること 最終処分場の場合… 基準省令第2条第1項の「技術上の基準」に適合した計画書になっていること
5	施設（保管施設を含む。）の構造・能力を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書	施設に関する図面	平面図、立面図、断面図、構造図、その他の図面等 主要な施設の構造・能力等を十分把握できること 構造等に関する基準（要綱）への適合策を記載した書類が添付されていること
		保管場所に関する図面	平面図、立面図等（保管場所の構造を十分把握できること） 面積・容積に関する計算書 囲いに接する場合、囲いの安定計算書
		設計計算書	主要な施設のカatalog・仕様書及び処理能力の計算書（必要に応じて）構造耐力上安全であることを証する書類 ・中間処理施設の場合… 排ガス、排水処理施設、その他必要な計算書等 ・最終処分場の場合… 雨量計算書、排水施設設計計算書、地積測量図、面積計算書、容積計算書、擁壁等の安定計算書、その他必要な計算書等
6	施設の設置場所の字図、地番等の一覧及び土地の登記事項証明書		処理施設、保管場所及び管理事務所に係る土地の登記事項証明書（所有権を有しない場合、継続使用の確認できる賃貸借契約書の写し等）
			合成字図（処理施設・保管場所を字図に記載した図面）
			処理施設・保管場所に係る地番の全景が確認できる公図
7	中間処理施設にあっては、次に掲げるもの	(1) 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類（細則様式第18号）	処分後の廃棄物の発生量が事業計画と照らして適切であること 処分後の廃棄物の種類に応じた適切な処分であること 処分後の廃棄物の処理を他人に委託する場合、受託者が当該廃棄物の処理の許可を有していること
		(2) 処理工程図	処理工程のフロー図等
8	最終処分場にあっては、次に掲げるもの (1) 周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面		周囲の地形及び下流域の状況がわかる図面（等高線の入った1/2500～1/5000程度のもので埋立地外の雨水が埋立地に流入する範囲の流域及び埋立地から流出する排水の流出経路、下流の利水状況を記入すること） 適切な図面が添付されていること
			地質の状況を明らかにする書類及び図面 適切な書類及び図面が添付されていること
			地下水の状況を明らかにする書類及び図面 適切な書類及び図面が添付されていること
	(2) 災害防止のための計画書		①産業廃棄物の飛散及び流出の防止、 ②公共の水域及び地下水の汚染の防止、 ③火災の発生の防止、 ④その他最終処分場に係る災害の防止 について適正な計画になっていること
9	施設の維持管理に関する計画書		中間処理施設の場合… 法第15条対象施設の場合は、施行規則第12条の6及び第12条の7の「維持管理の技術上の基準」に適合した計画書に、それ以外の施設についても適切な計画書（※）になっていること 最終処分場の場合… 基準省令第2条第2項の「維持管理の技術上の基準」に適合した計画書になっていること
10	施設の設置に係る関係法令の規制状況（別記様式第6号）		様式が正しいこと 関係法令の規制に漏れがないこと
11	知事が必要と認める書類		地域と合意形成がなされていること（第6条第1項に規定する処理事業者に限る。）。 関係地域と施設との位置関係を示す図面

※当面の間、施行規則第12条の6各号及び第12条の7第9項第1号の基準に対する適合策を記載したものとする